

(介護予防) 短期入所生活介護
特別養護老人ホーム天赦の里 利用料金表 (利用者負担1割)

令和3年8月1日～

基本料金	要介護度	費用	内 訳
	要支援1	4,071円/日	426円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要支援2	4,239円/日	594円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護1	4,351円/日	706円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護2	4,420円/日	775円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護3	4,495円/日	850円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護4	4,566円/日	921円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
	要介護5	4,635円/日	990円(介護費用) + 1,445円(朝食315円・昼食610円・夕食520円) + 2,200円(居室料金)
加算	機能訓練体制加算	13円/日	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合
	個別機能訓練加算	57円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合
	看護体制加算	I 4円/日 II 9円/日 III 13円/日 IV 24円/日	I:常勤の看護師を1名以上配置している場合 II:看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合 III: Iの要件に加えて利用者の総数のうち要介護3～5の方の割合が70%以上の場合 IV: IIの要件に加えて利用者の総数のうち要介護3～5の方の割合が70%以上の場合 ※IとII又はIIIとIVは併算可
	夜勤職員配置加算	II 19円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合
	若年性認知症利用者受入加算	122円/日	若年性認知症利用者に対して介護を行った場合
	送迎加算	187円/片道	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して居宅と事業所との間の送迎を行う場合
	緊急短期入所受入加算	92円/日	計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を利用者の状態や家族等の事情により緊急に利用した場合
	長期利用者提供減算	-30円/日	連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用している場合
	療養食加算	9円/食	医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合
	サービス提供体制強化加算	I 23円/日 II 19円/日 III 6円/日	I:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上若しくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上 II:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上 III:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上、介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上若しくは介護を直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%
	介護職員処遇改善加算	I:所定単位数の8.3% II:所定単位数の6.0% III:所定単位数の3.3%	I:厚生労働大臣が定める基準を満たして介護職員の賃金の改善等を実施している場合 II:Iのうち、一部の条件を満たしている場合 III:IIのうち、一部の条件を満たしている場合 ※所定単位数とは、基本単位数(料金)と当施設が適用する加算単位数(料金)(介護職員処遇改善加算・介護職員等処遇改善加算を除く)との合計
	介護職員等特定処遇改善加算	I:所定単位数の2.7% II:所定単位数の2.3%	I:厚生労働大臣が定める基準を満たして介護職員の賃金の改善等を実施している場合 II:Iのうち、一部の条件を満たしている場合 ※所定単位数とは、基本単位数(料金)と当施設が適用する加算単位数(料金)(介護職員処遇改善加算を除く)との合計
	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月30日までの間、所定単位数に0.1%を上乗せ
その他	理美容代	1,500円/回	ご希望に応じて理美容サービスをご利用いただいた場合
	電気代	50円/日	テレビの貸し出し、大型の家電製品を持込使用した場合
	クラブ費	実費	ご希望に応じてクラブ活動に参加された場合
	レクリエーション費	実費	ご希望に応じてレクリエーションに参加された場合

◎食費・居住費はご利用者の課税所得(年金等)により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。